

平成25年度 新版八尾市史編纂 現地調査報告会 概要
「古文書が語る江戸時代の楽音寺村」

日時：平成25年8月11日（日）

報告1「江戸時代の楽音寺村」

報告者：近世部会調査員 古林小百合

楽音寺村は、北高安郡の最北に位置する村で、村高は403石3斗4升、享保8年（1723）以降は、淀藩稲葉氏の領地でした。宝暦10年（1760）及び天保9年（1838）の楽音寺村の「村々様子大概書（様子書）」からは、村の石高とそれに対する免（税率）が記されており、宝暦から天保にかけて、人口が247人から227人に減少していることがわかります。また、高札場や寺社の数などの記載もあり、「様子書」は、当時の村の概要を知ることができる大切な史料です。

報告2「年貢関係文書からみた江戸時代の税金事情」

報告者：近世部会調査員 松本充弘

年貢は、村高に対し、9月頃、作柄をみての検見後 領主と村の折衝（やりとり）の中で決められる年貢率に基づき、「年貢割付状（年貢免状）」が発行されます。村は、納入に最終的な責任を持ちます（村請制）。楽音寺村の天明6年（1786）の「年貢割付状（年貢免状）」を見ますと、当時の社会情勢（凶作や飢饉など）を反映してか、例年に比べ「当毛引」（今年の年貢免除分）の部分が大きくなっています。年貢関係の文書は、村にとっての負担を示す重要な証拠物で、楽音寺村では「巻物状」にして大切に保存されました。

報告3「村人の血判起請文—楽音寺村高札紛失をめぐって—」

報告者：近世部会調査員 中山創太

寛延4年（1751）、楽音寺村で高札紛失騒動が起こります。その際、作成されたのがここに採りあげる血判起請文です。「領主支配の象徴」として機能していた高札を紛失したとなれば、その管理を担っていた村役人は一大事であったに違いありません。一切の関与が無いことを神に誓い、迅速に対応する村人の姿を見出せる本史料は、時代が下るにつれて形式化したという「高札」や「起請文」の意味を考える上で、重要なものといえます。

総括「村絵図を読む—江戸時代の村落空間—」

近世部会長 藪田 貫

歴史を明らかにするもの（史料）には、埋蔵文化財などのほか古文書（全国約6万ヵ所の村の文書）があります。市内の旧家に伝えられた天保3年（1832）の「楽音寺村絵図」を見ると、近世の村には、集落、水田、水路、山林が揃い、美しい景観であったことがわかります。また、絵図には村境が示されますが、村境の決定は国境の決定へとつながります。こうした村の歴史を古文書から明らかにすることは、日本列島の歴史を明らかにすることにつながります。日本の歴史は、日本人が明らかにすべきで、自治体史編纂の役割は、一つ一つの史料を見出し、整理し、後世に伝えることにあります。今回、学生（大学院生）である調査員が報告をした意図は、自治体史編纂の基礎調査を、歴史を学ぶ若い世代が行っていることを、市民の方に知っていただくことにあります。